

警戒

イノシシが人を襲う被害が発生
イノシシと遭遇したら要注意

問 経済振興課農林企画係 282-1607

県内で、イノシシに襲われる事故が発生しています。イノシシは警戒心が強く、臆病な動物で、人を襲うことはまれです。しかし、①けがをおっている②犬に追われる③晩秋から冬の発情期—などは興奮状態で、突然襲ってくる場合があります。イノシシと遭遇したら、次のことを注意してください。

▼あわてずに行動する

出会ったら、静かにその場を離れてください。急に走り出したり、後ろを向いたりすると、襲ってきます。なるべく背中をみせずにゆっくりと後退して、立ち去りましょう。

▼刺激を与えず興奮させない

追いまわす、棒を振り上げる、投石の行為はとても危険です。たてがみを逆立て、威嚇音を発している場合は要注意です。

▼不用意に近づかない

イノシシの子「うり坊」を見かけても、不用意に近づかないでください。近くに母イノシシがいる可能性があります。近くに母イノシシがいる行為は、人への警戒心を低下させるため、止めてください。出歩く場合は▽鈴を付ける▽懐中電灯で照らす—など、イノシシを近づけない工夫を心がけてください。



経済振興課農林企画係
山下 直樹 主査

本町でも、イノシシ、シカ、サルなどの農作物被害が増えています。最近では、山間部だけでなく平坦部にも出没していますので、注意が必要です。町では、鳥獣被害への対策に、捕獲や防護柵での防除を行っています。しかし、鳥獣とも共存していくためには、里山の整備、生息環境の管理を地域と一緒に推進していくことも大切と考えられます。

献血

熊本県赤十字血液センターから献血
あなたの血液が患者を救う

問 保健衛生課保健予防係 282-1602

冬場は、風邪などで体調を崩す人が多いこともあり、特に献血者が少なく輸血用血液が不足します。輸血を必要とする患者を守るために、熊本県赤十字血液センターから献血を行います。一人でも多くの人のご協力をお願いします。

▼献血日 2月23日(困)

▼場所・時間

▽役場前 9時30分～12時
▽ホームワイド御船店駐車場 13時30分～16時

▼対象者 ▽17歳～69歳までの人。女性18歳以上▽65歳以上の人は60歳～64歳の間に献血経験がある人▽体重は50kg以上

下水

排水設備工事責任技術者の変更手続き
4月から29市町村で共通に

問 上下水道課下水道係 282-1374

排水設備工事責任技術者の登録申請窓口が4月1日から、「公益財団法人 熊本市下水道技術センター」(センター)に変わります。

これまでの、責任技術者として活動并希望する各市町村へ個別登録の申請が必要でしたが、今回の改正で個別登録制度を廃止。県内で新制度

に参加する29市町村では、センターに登録申請をすることで、共通の責任技術者として活動できます。本町でも新制度に参加しています。

そこで排水設備工事責任技術者として引き続き活動するためには、変更手続きが必要です。詳しい内容は下水道係までお尋ねください。

発掘

都市再生整備計画事業「埋蔵文化財調査」編
町道から縄文土器など出土

問 社会教育課社会教育係 282-0888

町は、国からの交付金を活用した「御船地区都市再生整備計画事業」を進めています。本事業の一つには、御船町役場とカルチャーセンター間の町道迎町高校線の改良事業が計画され、その路線には埋蔵文化財の包蔵地が含まれていました。そのため改良事業を着手する前に、埋蔵文化財の確認調査を行いました。

結果、縄文時代の土器、奈良時代の須恵器が出土したため、記録保存に向けた本調査が必要と判断。そこで平成22年9月から平成23年2月にかけて発掘調査を実施しました。

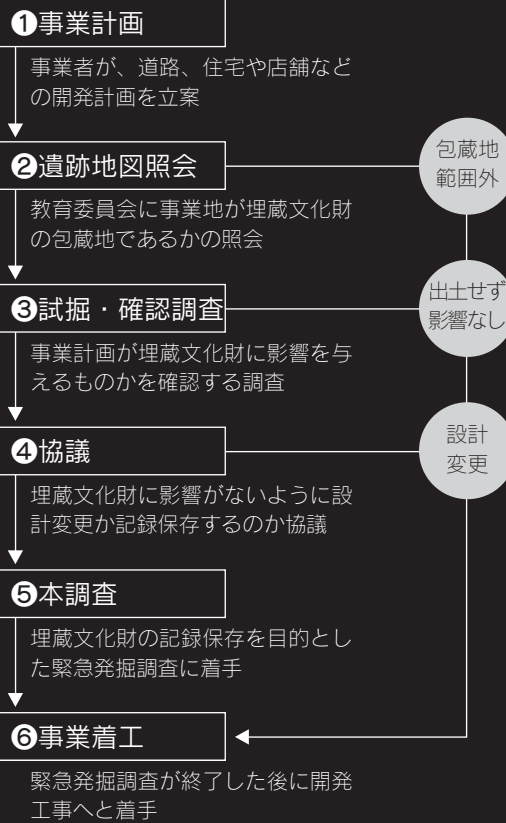
調査で判明したことは▼縄文時代後期の土器や石器と一緒に集石遺構(調理場)が確認▼上面に奈良時代末(8世紀末)の須恵器と一緒に溝や敷設工法の畦跡—など、当時の水田に関わる遺構が確認されました。

この結果を踏まえて、平成23年度は、発掘調査で出土した資料や遺構図をまとめ、製図や写真を加えた文化財調査報告書を発行する予定です。報告書は、町の図書館や小中学校、公民館、九州各県の大学、各自治体の埋蔵文化財関連部署へと配布。学術的な情報提供を行う一方で、出土資料を町の文化財基礎資料として活用していきます。



●埋蔵文化財
土地に埋もれた文化財。町は民間と町の開発事業などの際には事前に確認調査を行う。遺物が確認された場合は本調査を実施。出土品は町の歴史的に重要な文化財資料として活用される(写真/縄文時代の石もり)

埋蔵文化財の発掘調査イメージ



↑町道迎町高校線で行われた埋蔵文化財の発掘調査
→調査現場の地中1mから確認された奈良時代の溝跡

先祖が残した貴重な財産
町の文化財を次の世代へ

埋蔵文化財は、年中色々な場所で発掘をして、考古資料を掘り出しているイメージを持たれがちです。しかし、文化財保護法は現在に残る文化財を次の世代へと残すために最大限の努力をすることを目的としています。その中でも開発などにより消失を免れ得ない文化財に対しては調査を行い、そこに何があったのかを記録保存しています。一方で調査を行っても100%情報を収集することができないため、調査も開発行為と同様に文化財の消失という側面を持っています。そのため、少しでも多くの文化財が現存のまま後世へと受け継がれていくように今後とも努力を続けていきます。



社会教育課社会教育係 橋口 剛士 文化財専門員